

新たな環境基本計画の策定について

1 脱炭素に関する動向

国の動き

【令和2年10月】**2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ**とする、「脱炭素社会(2050年カーボンニュートラル)」に向けた目標を宣言

【令和2年12月】**「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」** 策定

→ 経済成長と環境適合を循環させる産業政策

【令和3年3月】**「地球温暖化対策推進法」** 改正

→ 「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念に明示

【令和3年4月】**2030年度までに温室効果ガスを2013年度から46%削減**する中期目標を表明

【令和3年6月】**「プラスチック資源循環促進法」** 成立

→ プラスチック製品の設計から廃棄までに関わるプラスチック資源循環等の取組を促進

【令和3年6月】**「地域脱炭素ロードマップ」** 策定

→ 脱炭素社会の実現に向けた行程と具体策を明示

【令和3年8月】**国連「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第6次報告書** 公表

→ 「人間の(活動の)影響が地球を温暖化させてきたことに疑いの余地はない」と断定

【令和3年8月】**「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方・進め方」** 公表

→ 2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を設置(現在:1~2割)

【令和3年9月】**「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」** 改定着手

→ 「地方公共団体実行計画」への自治体の計画や目標策定のあり方、温対法に基づく再エネ目標等を盛り込む予定

【令和3年10月】**「第6次エネルギー基本計画」** 閣議決定

→ 2030年の電源構成の目標を設定

→ 再エネ比率を36~38%に引き上げ(前計画:22~24%)

【令和3年10月】**新たな「地球温暖化対策計画」** 閣議決定

→ 国全体の温室効果ガス削減目標を部門別に決定

→ 2030年度の家庭部門の温室効果ガス削減率を66%に引き上げ(前計画:39%)

都の動き

【令和3年1月】**2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減**、再エネ電力の利用割合を50%まで高める「カーボンハーフ」を表明

【令和3年3月】**「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」** 策定

→ 2030年に向けた目標の強化など、取組推進に向けて戦略を更新

2 今後の課題

- ・国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指し、2030年度までに温室効果ガスを2013年度の値から46%削減する目標を表明した。目標達成に向けて環境施策を総合的に展開し、区民・事業者との協働をさらに推進する必要がある。
- ・令和3年6月のプラスチック資源循環促進法の制定を受けて、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の取組の強化が求められている。

3 アクションプランの改定

【戦略計画15】

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、「住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ」から「脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開」へ変更

<令和4・5年度の主な取組>

1 新たな環境基本計画の策定【新規】

2 区民や事業者との協働による脱炭素の取組の推進【充実】

- ① 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置補助の充実
- ② 区民・事業者等との協働による環境教育・啓発の推進

3 先進技術の導入・運用【充実】

- ① 地域コジェネレーションの導入・運用
- ② 先進技術の活用

4 区の率先した取組【充実】

- ① 公用車の電動化の拡大
- ② 環境に配慮した電力調達の拡大
- ③ 区立施設へ太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入

5 ごみの減量・資源化の推進【新規】

- ① 不燃ごみ資源化事業
- ② プラスチック資源の分別回収・資源化

4 新たな環境基本計画の策定

(1) 現在の環境関連計画

計画名	策定年度	計画期間	概要	備考
環境基本計画2020	令和元年度(2019)	令和2~11年度(2020~2029)	区の環境の保全に関する基本的な計画(条例に基づく計画)	温対法の「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付け。
エネルギービジョン	平成27年度(2015)	平成27~令和10年代初頭(2015~2028)	「みどりの風吹くまちビジョン」の、区のエネルギー政策に関する個別計画	平成27~令和元年度(2015~2019)を「フェーズ1=初動期」としている。(概ね5年毎に見直し)
環境管理実行計画(第三次)	令和元年度(2019)	令和2~5年度(2020~2023)	区の温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための実行計画	・環境基本計画の個別計画 ・温対法の「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として位置付け。

(2) 新たな環境基本計画

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、「環境基本計画2020」に「エネルギービジョン」や「環境管理実行計画」などの既存計画を組み入れ、新たな計画を策定する。

(3) 今後の予定

令和4年度中に計画を作成し、公表する。